

可部訪問看護ステーションなずな 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団恵正会が開設する可部訪問看護ステーションなずな（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治医が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健、医療機関、福祉関係事業所と連携を図り、より統合されたシステムとして運営できるように努めていく。

- 2 医療法人社団恵正会は、運営会議を設置し、事業運営上必要事項については、担当者を決めて定期協議する。
- 3 事業の提供に当たって、事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 4 事業の提供に当たって、事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、下記のとおりとする。

- (1) 名称 : 可部訪問看護ステーションなずな
- (2) 所在地 : 広島市安佐北区可部五丁目9番3号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、下記のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名（常勤・看護職員と兼務）
管理者は、利用者の主治医及び関係機関との連携を図り適切な事業の運営が行われるように統括するとともに、自らも事業の提供に当たるものとする。
- (2) 看護職員等
看護師 5名以上

理学療法士	1名以上
作業療法士	1名以上
言語聴覚士	1名以上

保健師・看護師・准看護師は、(介護予防)訪問看護計画書及び報告書を作成し、事業の提供に当たる。理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による事業の提供は、保健師・看護師・准看護師による訪問回数を上回らない設定とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間及び休業日は次のとおりとする。

- (1) 営業日：月～金曜日(9:00～17:00)、土曜日(9:00～12:00)
- (2) 休業日：日曜日、祝祭日、お盆、年末年始
- (3) 電話等により24時間常時連絡可能な体制とする。

(事業の提供方法)

第6条 事業の提供方法は、下記のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけの医師に申し出て、主治医が事業所に交付した指示書により(介護予防)訪問看護計画書を作成して、事業を実施する。
- (2) 利用者又は、家族から事業所に直接連絡があった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用者に主治医がいない場合には、主治医を決めて申し込むことを助言する。また、利用者において主治医の決定が困難な場合には、関係機関に連絡し対応する。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、下記のとおりとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導及び助言
- (7) カテーテル等の交換・管理
- (8) ターミナルケア
- (9) その他医師の指示による医療処置

(緊急時等における対応方法)

- 第8条 看護職員等は、事業提供中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行い処置を行うこととし、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2 看護職員等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

- 第9条 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じるものとし、その概要を利用者及びその家族に文書により説明しなければならない。
- 2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、苦情を申し立てた利用者又はその家族にいかなる差別的な取り扱いをおこなってはならない。

(利用料その他の費用の額)

- 第10条 事業を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、路程1キロメートル当たり30円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第11条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市安佐北区、安佐南区とする。

(衛生管理及び看護職員等の健康管理等)

第12条 事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 看護職員等に対し、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を厳守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が知り得た利用者の個人情報については、事業所での事業の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定
- (2) 虐待防止のための指針を整備
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従事者へ周知徹底
- (4) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、事業提供中に、当該事業所の看護職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修部会を設け、また、業務体制を整備する。

2 事業所は、事業等に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間（支給費の請求の根拠となる記録については5年間）保存するものとする。

3 事業の実施に当たり、疑義が生じたときは関係官庁の指導を得て、これを解決するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団恵正会と事業所の管理者との協議において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成23年11月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成29年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年10月11日から施行する。

この規程は、令和 2年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 5月11日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。